

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 肥料の生産登録
使用料の額の減額実施
✓鳥取県災害林道復旧事業補助規程
身体障害者福祉法による医師の指定
家畜人工授精講習会の実施
家畜人工授精師免許等
種畜証明書の書換交付
種畜の廃用
土地改良事業計画の縦覧
漁業監督吏員の任命等
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇公 告 争議行為の通知公表について

告 示

鳥取県告示第五百四十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の
規定により次の肥料を登録した。

昭和二十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	肥料の名称	含有する成分の最少量(%)			生産業者住所氏名
		窒素	磷酸	加里	
鳥取県 五・四二・〇一・〇	茶種油粕粉末	五・四	二・〇	一・〇	岩美郡岩美町大字新井 康介

鳥取県告示第五百四十二号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により、同条例第二条に規定する検査料の額を、昭和二十九年十一月十五日から同年十二月十四日までの間次のとおり減額する。

昭和二十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

養便類徹鏡的検査料

五円

鳥取県告示第五百四十三号

鳥取県災害林道復旧事業補助規程を次のように定める。

昭和二十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県災害林道復旧事業補助規程

(目的)

第一条 知事は、災害林道復旧事業を促進するため、災害により被害を受けた林道を復旧しようとする市町村又は森林組合に対し、この規程により予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率)

第二条 前条に規定する補助金は次の補助率で交付する。

- 一 奥地林道に係るもの 工事費の十分の六、五
- 二 その他林道に係るもの 工事費の十分の五

(補助金の交付)

第三条 補助金の交付を受けようとするものは、申請書

(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 收支予算書又はこれに準ずるもの
- 三 その他知事が必要と認める書類

(補助金交付の指令)

第四条 知事は、補助金の交付を適当と認めるときは、指令書を交付する。

(事業計画の変更)

第五条 補助金交付の指令を受け又は受けようとするものが、第三条に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書(様式第二号)を知事に提出し承認を受けなければならない。

(事業の着手及びしゅん功の届出)

第六条 この規程により補助金の交付指令を受け又は受けようとするものが事業に着手したときは、着手届(様式第三号)を、事業がしゅん功したときはしゅん功

届(様式第四号)を遅滞なく知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第七条 補助金は、前条のしゅん功届が提出された後実地検査の上、その経費を査定してこれを交付する。

(補助金の仮払)

第八条 知事は、施行上必要があると認められた場合事業のしゅん功度に相当する補助金の仮払をすることができ

る。
2 前項の規定による補助金の仮払は工事費三十万円以上であつて、その十分の三以上がしゅん功した場合に限り、補助に相当する額の十分の八以内において次の区分によつてこれを行う。

- 一 三十万円以上五十万円未満 一回
- 一 五十万円以上百万円未満 二回
- 一 百万円以上 三回

3 第一項の仮払を受けようとするものは、一部しゅん功届(様式第四号)に補助金仮払請求書(様式第五号)

を添えて知事に提出しなければならない。

(報告)

第九条 天災その他正当な事由により施設をしゅん功することが困難と認められたとき又は期間内にしゅん功することができないと認められたときは、遅滞なくその事由を報告し知事の指示を受けなければならない。

(補助金の返還)

第十条 次の各号の一に該当するときは、知事は補助の指令を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 この規程に違反したとき
- 二 事業の施行方法が不相当と認められたとき
- 三 申請書その他知事に提出した書類に虚偽の記載をし又は事業に関し不正な行爲があつたとき
- 四 その他補助金交付の目的を達成することができないと認められたとき。

(書類の提出)

第十一条 この規程により、知事に提出する書類は、そ

の事業の施行区域の属する地方事務所長を經由しなければならぬ。但し、その事業の施行区域が鳥取市、米子市又は倉吉市の地域に属するものにあつては東部地方事務所、西部地方事務所又は中部地方事務所の長を經由しなければならない。

附 則

- この規程は、昭和二十九年四月一日から適用する。
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百五十二号）附則第二項で指定する地区において、昭和二十八年六月から七月までの間に生じた大水害又は同年八月から九月までに生じた風水害による林道の災害復旧事業の事業費に対する補助の比率は、第二条の規定にかかわらず十分の九とする。
- 前項の大水害又は風水害によつて必要を生じた災害復旧事業で災害にかつた林道を原形に復旧することを目的とするものうち一箇所の工事の費用が三万円以上十万円未満のものについても補助の比率は十分の九とする。

九とする。

様式第一号

昭和 年度災害林道復旧事業補助申請書

昭和 年 月〇〇災害による災害林道復旧事業を施行したいから鳥取県災害林道復旧事業補助規程第三条の規定に基き別紙関係書類を添えて申請します。

一 事業計画書

一 收支予算書

一 設計書

一 位置図

年 月 日

施行主体名

鳥取県知事 氏 名 殿

印

別 紙

1 事業内容 事業計画書

別 種	名 線 路		米	米	円	町	石	石	石	米	円	石	俵	石	石	石
	中員	延長														

2 施行期間及び施行方法

施行期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

施行方法 直営 請負

収入 收支予算書

区 分	予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
補助金	円	円	円	

支出 計

区 分	予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
支出				

計

計				
---	--	--	--	--

計

計				
---	--	--	--	--

工 事 費	円	円	円
資 材 費			
勞 務 費			
役 務 費			
雜 費			
計			

様式第二号

昭和 年度災害林道復旧事業変更承認申請書
 昭和 年 月 日 附受林第号をもつて指令になつた〇〇災害林道復旧事業の計画を変更したいから鳥取県災害林道復旧事業補助規程第五条の規定に基き、別紙関係書類を添えて申請します。

鳥取県知事 氏 名 殿 施行主体名 印

別紙 事業変更計画書	種別	被 害	復旧計画	変更計画
	線路名	中員延長 費	工事復旧箇 所番号延長 費	工事変更箇 所番号延長 費
	米	米	米	米
	米	米	米	米
	円	円	円	円
	円	円	円	円

一 変更理由

様式第三号

昭和 年度災害林道復旧事業着手届
 昭和 年 月 日
 鳥取県知事 氏 名 殿 施行主体名 印
 昭 和 年 月 日 附受林第号をもつて指令になつたこのことについて次のとおり着手したからお届けします。

区 分 事 項 備 考

一 災 害 名	
二 事 業 施 行 場 所	
三 事 業 主 体	
四 工 事 施 行 方 法	
五 工 種	
六 設 計 額	
七 実 施 予 定 額	
八 着 手 年 月 日	

様式第四号

昭和 年 月 日
 昭和 年度災害林道復旧事業しゅん功届(一部しゅん功)
 施行主体名 印

鳥取県知事 氏 名 殿
 昭和 年 月 日 附受林第 号をもつて指令になつたこのことについて次のとおりしゅん功(一部しゅん功)

功)したからお届けします。

区 分	事 項	備 考
一 災 害 名		
二 事 業 施 行 場 所		
三 施 行 主 体		
四 工 事 施 行 方 法		
五 工 種		
六 巾 員 延 長		
七 設 計 額		
八 実 施 額		
九 着 手 年 月 日		
一〇 しゅん功年月日 (しゅん功歩合)		(十分何)

様式第五号

災害林道復旧事業補助金仮払請求書

一金 円也 第 回仮払金

一金 円也 前回までの受領済額

一金 円也 未受領額

これは昭和 年 月 日附受林第 号をもつて指令になつた〇〇災害林道復旧事業補助の仮払金右仮払されたく請求します。

昭和 年 月 日

施行主体名

印

鳥取県知事 氏 名 殿

鳥取県告示第五百四十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第三百八十三号）第十五条第一項の規定に基き、身体障害者が診断をうける医師を次のように指定した。

昭和二十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

指定診療科名 氏名 住所 年月日

内科 彦坂 良吉 岩美郡岩美町大字浦富 昭和二十九年十月一日

高岡 重信 六四五浦富病院内

調子 順一

外科 占部 英彦

鳥取県告示第五百四十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項第二号に規定するめん羊、山羊及び豚の人工授精講習会を次のように実施する。

昭和二十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 受講者 牛の人工授精講習会修業試験合格者

二 家畜の種類 めん羊、山羊、豚

三 日程

（めん羊、山羊の部）

日 時 午前 午後 開催地

十一月九日 自午前八時 至午後六時 生殖器解剖 種付の理論 米子市皆生山陰酪農講習所

十日 繁殖生理 繁殖生理 発情鑑定実習

十一日 生殖器解剖実習 精虫生理

十二日 精液精虫検査法 人工授精

十三日 人工授精 人工授精

十四日 人工授精実習 人工授精実習

十五日 人工授精実習 人工授精実習

十六日 修業試験 修業試験

（豚の部）

日 時 午前 午後 開催地

十一月十七日 自午前八時 至午後六時 生殖器解剖 種付の理論 米子市皆生山陰酪農講習所

十八日 繁殖生理 繁殖生理 発情鑑定実習

十九日 生殖器解剖実習 精虫生理

二十日 精液精虫検査法 人工授精

二十一日 人工授精 人工授精

二十二日 人工授精実習 人工授精実習

二十三日 人工授精実習 人工授精実習

二十四日 修業試験 修業試験

鳥取県告示第五百四十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条及び同法第二十四条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許並びに家畜人工授精所の開設を許可した。

昭和二十九年十一月二日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

家畜人工授精師免許の部

免許番号	家畜人工授精師として業務を行う家畜の種類	住 所	氏 名
三〇四	牛	鳥取市大塚一九七番地	水姓鋭之助
三〇五	鳥取県八頭郡若桜町大字三倉一五五番地	盛田 春一	
三〇六	東伯郡赤碕町大字赤碕一四四番地	岩田 功	
三〇七	東伯郡赤碕町	婦木 清司	
三〇八	出上一四番地	若槻 益雄	
三〇九	出上一四番地	三上 一二	
三一一	大字湯坂七〇番地	松田 宗秋	
三一二	出上一四番地	高塚 峰憲	
三一三	出上一四番地	五十嵐一男	
三一四	大字赤碕	中島 恭	
	一四五六番地	後藤美佐雄	

三二五	〃	〃	後藤 幸雄
三二六	〃	〃	〃
三二七	〃	〃	〃
三二八	〃	〃	〃
三二九	〃	〃	〃
三三〇	〃	〃	〃
三三一	〃	〃	〃
三三二	〃	〃	〃
三三三	〃	〃	〃
三三四	〃	〃	〃
三三五	めん羊、山羊	〃	〃
三三六	〃	〃	〃
三三七	豚	〃	〃

家畜人工授精所開設許可の部

三二八	〃	〃	西伯郡渡村大字森岡六五四番地	浜田 眞三
三二九	〃	〃	〃	〃
三三〇	牛	〃	〃	〃

許可番号	家畜人工授精所の名称	住 所	氏 名
一〇二	橋本豚人工授精所	鳥取県高郡宝木村大字奥沢見一〇一七番地の二	橋本 亀市
一〇三	所子村家畜	西伯郡所子村大字野田二五五番地	尾崎 太一

鳥取県告示第五百四十七号
次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。
昭和二十九年十一月二日

種畜証明書番号	名号	品 種	旧飼養者住所氏名	新飼養者住所氏名
			鳥取県知事 西 尾 愛 治	

鳥取県告示第五百四十八号
次の種畜は廃用された。
昭和二十九年十一月二日

種畜証明書番号	名号	品 種	飼養者住所氏名
昭二九鳥	川柴	黒毛	鳥取県東伯郡三朝町
取二第四	初日	和種	鳥取県日野郡
九号	入江	〃	鳥取県日野郡
〃	丸福	〃	鳥取県日野郡
〃	大西	〃	鳥取県日野郡
〃	金栄	〃	鳥取県日野郡

種畜証明書番号	名号	品 種	飼養者住所氏名
昭二九鳥	川柴	黒毛	鳥取県東伯郡三朝町
取二第七	初日	和種	鳥取県東伯郡三朝町
〃	入江	〃	鳥取県東伯郡三朝町
〃	丸福	〃	鳥取県東伯郡三朝町
〃	大西	〃	鳥取県東伯郡三朝町
〃	金栄	〃	鳥取県東伯郡三朝町

昭二九鳥 友二 " " 日野郡溝口町 清水保五郎
取二第四 〇号

" 四七号 坂出 " " 相見 秋常
" 六三号 大金三 " " 根雨町 田具 資壽

鳥取県告示第五百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、東伯郡赤碓町から町の行う土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧期間

昭和二十九年十一月三日から同年十一月二十二日まで

三 縦覧の場所 東伯郡赤碓町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百五十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第一項及び第五項の規定による漁業監督吏員並びに司法警察員として職務を行う者を次のように任命し解任した。
昭和二十九年七月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 漁業監督吏員

1 任命

証票番号	氏名	職名	勤務所	任命年月日	備考
------	----	----	-----	-------	----

二 伊藤 康夫 技術吏員 水産試験場 昭和二十九年十月二十六日

2 解任

証票番号	氏名	職名	勤務所	解任年月日	備考
------	----	----	-----	-------	----

一 山本 宣夫 技術 水産課 昭和二十九年八月十六日 退職による

二 司法警察員

1 解任

証票番号	氏名	職名	勤務所	解任年月日	備考
------	----	----	-----	-------	----

四〇一 山本 宣夫 技術 水産課 昭和二十九年八月十六日 退職による

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年十一月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

一日時 十一月五日午後一時

二 場所 鳥取市吉方 久松閣

三 付議すべき事件

1 鳥取県知事及び県議会議員日野郡選挙区補欠選挙の管理執行について

公 告

日本電気産業労働組合鳥取県支部執行委員長佐々木章久より昭和二十九年十月二十三日附をもつて左記「一項」の事件に關し争議行為を行う旨の通知があつたので次のとおり公告する。

昭和二十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 事件 中国電力株式会社における従業員の資格制度の撤廃要求について

二 日時 昭和二十九年十一月四日午前零時から問題解決に至る間

三 場所 日本電気産業労働組合鳥取県支部所属組合員の従事する全職場

四 争議種類 停電電スト以外のあらゆるストライキの全部又はその一部

英文タイプライター
東和タイプライター
ブルースター計算器
玉屋測量機

山陰代理店

有限
会社 雑賀タイプライター商會

鳥取県公認 米子タイピスト学院

米子市道笑町二丁目二八番地

電話(米子)一〇二二二番

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町
鳥取者鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町